

おしらせ 掲示板



- ★上士幌町役場 ☎ 2-2111
- ★教育委員会 ☎ 2-3014
- ★ふれあいプラザ
 - ◇健康増進担当 ☎ 2-4128
 - ◇介護支援担当 ☎ 2-5555
 - ◇浴場部門 ☎ 2-4126
- ★十勝総合振興局（土木現業所・保健所含む）
☎ 0155-24-3111

※このコーナーに掲載されている帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。また、役場、教育委員会、ふれあいプラザ、および十勝総合振興局の電話番号は、上記に掲載しましたので、こちらを参考にしてください。

町の公共施設すべてが全面禁煙になります

本町では、これまでも公共施設の禁煙・分煙対策を実施しておりますが、受動喫煙防止気運の高まりや受動喫煙による健康への影響を勘案し、その対策の一層の強化を図ることといたしました。



すでに一部の施設については、禁煙化を実施していますが、平成23年4月1日からは、すべての公共施設を禁煙化することといたします。

なお、町の施設において喫煙する場合には、屋外で喫煙することとなりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。（小中学校は、すでに敷地内を含め全面禁煙としています。）

役場窓口での各種証明書が変わります

3月7日から、住民票、印鑑証明書、税務関係証明書など、役場窓口で交付する各種証明書が次のとおり変更になりますのでお知らせします。（一部、従来通りの証明書もあります。）
なお、変更前の用紙は、変更後もこれまで同様にお使いいただけます。

	変更前	変更後
用紙	白色	偽造防止用紙
公印	朱色	黒色(電子公印)

※詳しいお問い合わせは、町民課戸籍年金担当(内線134)佐藤まで

※詳しいお問い合わせは、総務課庶務担当(杉本)まで

公営住宅入居者募集!

- 特公賃住宅(ふれあい団地・14区) 1戸の入居者を募集します。
- ◇入居資格 住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8千円を超え、町が定める基準に該当する者。
- ◆募集住宅(世帯向用)
 - ①C棟1階 2LDKIS 1戸
 - (平成14年度建設)
- ◇家賃(収入区分による)
 - 月額4万3600円～5万2400円
- ※募集期間は3月1日(火)～10日(木)
- ※詳しいお問い合わせは、建設課公営住宅担当(内線153)老月まで

顧問弁護士による「1日法律相談」を開催します

- ◆日時 3月28日(月) 10時～12時
- ◇相談時間は、20～30分です。
- ◆場所 山村開発センター2階 第3研修室
- ◆相談員 弁護士 中島和典氏
- ◆申込期限 3月14日(月)
- ◇予約制
- ◇予約は、先着順となっておりますので、「相談を」希望される方は、お早目に左記までお申込みください。
- ※お申し込みや詳しいお問い合わせは、企画財政課情報交流担当(内線265)深瀬まで

確定申告は3月15日(火)まで!

■確定申告をしなければならない方

- ◇事業主や土地などを賃貸しており、事業所得や不動産所得のある方
- ◇土地・建物を譲渡した方
- ◇年金収入などのある方
- ◇2ヶ所以上から給与と収入がある方などです。

役場では申告の受付を行っています。なお、給与所得者などの簡易な確定申告を除き、所得税法の専門知識の必要な事業所得や譲渡所得(株式含む)などは、税務署で申告いただくようお願いいたします。

- ◆申告会場 役場A会議室(消防庁舎2階)
- ◆申告時間 9:00～11:30、13:00～16:00

【e-Tax(電子申請)】のご利用の方へ

平成22年分所得をe-Taxで申告し「最高5,000円の税額控除」の適用を受けられる期限は3月15日(火)までです。ご利用の方はお早めにお手続きください。
※詳しいお問い合わせは帯広税務署(☎24-2161)または町民課賦課担当(内線131)新井・石川まで

介護保険要介護認定者の
税控除について

介護保険の要介護(要支援)認定者が65歳以上の方が、身体障害者手帳等の交付を受けていない場合に、その身体(精神)上によつては、所得税法(地方税法)上の障害者控除に該当する場合があります。この適用を受ける場合には、町(保健福祉課)の認定を受ける必要があります。

◆障害者控除の申告ができる方

所得税や住民税(均等割)だけの方は除く)を納める方で、次に該当する方には、控除の申告を受けることができます。

(1)保健福祉課で「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた65歳以上の方

(2)同認定書の交付を受けた65歳以上の方を扶養している方

※認定書については、介護認定調査資料等をもとに、町で設置している判定会議において審査、決定を行い、障害者に準ずるものと認められる場合に交付されます。

◆おむつ代の医療費控除について

要介護認定を受けている方で、おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、町(保健福祉課)が発行する「おむつ使用証明書」を確定申告時に添付することにより、おむつ代についての医療費控除を受けることができます。

おむつ代における医療費控除を初めて受ける場合は、かかりつけの医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

なお、介護保険による施設サービス及び短期入所サービス(ショートステイ)を受けている方のおむつ代は、医療費控除の対象となりません。

◆認定書等の交付申請窓口

「障害者控除対象者認定書」および「おむつ使用証明書」の交付申請は、町保健福祉課福祉担当または介護保険担当まで、印鑑をご持参のうえお越しください。

※詳しいお問い合わせは、保健福祉課福祉担当(内線142)長野または介護保険担当(内線143)木下まで

大雪山国立公園東大雪地域整備基本計画(案)

の地元説明会を開催いたします

- ◆日時 3月4日(金) 13:30 ~ 15:00
- ◆場所 糠平温泉文化ホール
- ◆主催 環境省北海道地方環境事務所・上士幌町
- ※参加される方は下記の問い合わせ先までお申し込みください。
- 環境省上士幌自然保護官事務所(☎2-3337)山北
- 上士幌町企画財政課(内線265)杉原

臨時作業員
(町臨時職員)

- ◆公募人員 1名
- ◆応募資格 町内に居住し普通自動車運転免許(AT限定不可)を取得している方
- ◆主な業務内容 道路、公園の維持管理作業、その他現業作業等
- ◆雇用期間 平成23年4月以降6ヶ月(更新予定あり)
- ◆待遇 月給151,100円、社会保険・雇用保険加入
- ◆応募締切 3月10日(木) 17:15まで
- ◆提出書類 履歴書
- ※上士幌町役場総務課に用意してありますので、所定の用紙を使用してください。
- ◆提出先 総務課職員人事担当
- ◆選考方法 面接⇒日程は個別通知
- ※詳しいお問い合わせは、総務課職員人事担当(内線235)富川まで

募集します!!

特別支援教育支援員

- ◆公募人員 1名 ◆勤務先 上士幌小学校
- ◆応募資格 ①65歳位までの方
②健康で業務を遂行できる方で町内に居住する方
- ◆主な業務内容 障がいのある児童・生徒が学校生活を営む上で必要とする業務
①基本的な生活習慣を確立するための生活上の支援
②障がいのある児童・生徒への学習支援
③学習活動、教室間移動などにおける介助
④危険な行動の防止などの安全配慮
⑤運動会、発表会などの学校行事における介助
- ◆委託期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日
- ◆委託金額 1時間あたり813円
- ◆保険関係 公務災害時の所得保障保険加入
- ◆業務時間 週38時間45分以内(1日7時間45分以内)
- ◆応募締切 3月17日(木) 17:15まで
- ◆提出書類 履歴書 ※教育委員会に用意してありますので、所定の用紙を使用してください。
- ◆提出先 教育委員会総務・学校教育担当
- ◆選考方法 書類(一次)、面接(二次)⇒日程は個別通知
- ※詳しいお問い合わせは、教育委員会総務・学校教育担当(☎2-3014)佐藤まで

おしらせ 掲示板

町の審査会・審議会委員 を公募します

町長や教育委員会からの諮問や審査などに応じて審議する委員会・審議会等(附属機関)の委員の一部を公募します。

◆公募する附属機関

3月末並びに平成23年度中に委員の任期が満了となる9機関(下記参照)について、それぞれ「公募人数」欄に記載の人数を公募します。

◆公募の条件

- ◆公募の期間
- ◆委員の条件
- ◆委員の任期
- ◆委員の人数
- ◆委員の公募する附属機関
- ◆委員の公募する時期
- ◆委員の公募する人数
- ◆委員の公募する性別
- ◆委員の公募する年齢
- ◆委員の公募する学歴
- ◆委員の公募する職歴
- ◆委員の公募する居住地
- ◆委員の公募する収入
- ◆委員の公募するその他

3月1日(火)～15日(火)

◆申し込みの手続き

申し込みをするためには、「申込書」の提出が必要となります。総務課庶務担当に電話などでご確認、ご請求ください。(申込書の提出は、郵送またはファックスでも可能です)

◆委員の委嘱について

- 1 公募条件に適合された方全員を「候補者名簿」に登録させていただきます。(1年間有効)
- 2 委員を委嘱する必要が生じた審査会等から順に、「候補者名簿」登録者の中から委員を委嘱します。
- 3 応募者多数の場合は、庁内において選考審査を行うことにしています。
- 4 応募された方全員に、選考審査の結果を通知いたします。

◆委員報酬及び旅費(費用弁償)について

- 1 日額報酬
会長(委員長) 7700円
一般委員 6900円
- (3時間未満の会議、複数の会議が同日に行われた場合は、報酬額の調整があります。)
- 2 旅費(費用弁償) 上士幌地区以外から出席いただく場合は、バス代または車代の実費相当額を支給します。

※詳しいお問い合わせ

せは、総務課庶務担当

(内線234)杉本まで



●平成23年度公募する附属機関一覧

附属機関名 (開催予定年回数/時期/委嘱予定時期)	委員 定数	公募 人数	任期	設置目的 (審議事項の概要)
1 健康づくり推進協議会 (2回/7・11月頃/7月頃)	15名 以内	2名	2年	町民の総合的な健康づくり対策の推進 (健康づくり対策推進上の審議、企画)
2 ナイタイ高原牧場管理運営委員会 (2回/6・2月頃/5月頃)	15名 以内	2名	2年	牧場の円滑かつ適正な管理運営 (牧場の管理運営)
3 生涯学習推進協議会 (2回/5・3月頃/4月頃)	15名 以内	2名	2年	生涯学習の推進 (生涯学習の調査研究と推進、諸団体などの情報交換)
4 体育指導委員 (2回/5・3月頃/9月頃)	10名 以内	2名	2年	スポーツ振興法に基づき、体育の振興・発展 (スポーツの指導、組織の育成/スポーツ施設運営/スポーツ賞選考)
5 社会教育委員 (2回/5・3月頃/10月頃)	15名 以内	2名	2年	社会教育法に基づき、社会教育の推進 (諸計画の立案/生涯学習センター運営/町文化賞などの選考)
6 ひがし大雪博物館協議会 (1回/1月頃/6月頃)	8名 以内	2名	2年	博物館法に基づき、博物館の運営 (博物館、鉄道資料館の運営)
7 表彰者選考委員会 (1～2回/8～9月頃/10月頃)	10名 以内	1名	4年	条例に基づく被表彰者の選考 (自治や福祉、産業振興などに貢献された被表彰者の選考)
8 地域活動推進委員会 (2～3回/不定期/7月頃)	10名 以内	2名	3年	地域活動の推進 (ひとづくり、地域づくり/土地利用)
9 行政改革推進等委員会 (1～2回/不定期/7月頃)	10名 以内	1名	3年	効率的な町政の推進及び特別職報酬、使用料等改正 (行政改革の推進/議員報酬・特別職報酬の改正/使用料・手数料の改正)

おしらせ掲示板

平成23年度就学援助費の 受給申込について

町では、小学生及び中学生の就学
に困難をきたしている方に、学用品
費、給食費、修学旅行費などの就学援
助を行っています。

◆認定基準

①前年度の世帯全員の総収入が、当
該年度の生活保護法に基づく基準の
1.3倍を基礎とした算定額を超えない
者。

②その他、「上士幌町就学援助認定要
領」の給与対象者に該当する者。(児
童扶養手当受給者、町民税非課税ま
たは減免者など)

◆提出書類

①平成23年度就学援助費受給申込書
②平成22年中(平成22年1月～12月)
の全ての所得を証明する「源泉徴収
票写し」または「確定申告書用紙写
し」(世帯全員分)

※申込書は、各学校を通して配布し
ておりますが、申込用紙がない場合、
教育委員会にご相談願います。

◆申込先 教育委員会総務・学校教
育担当

◆申込期限 3月18日(金)

※期限を過ぎても受付しますが、4
月を過ぎると申込日からの日割計算
により受給される場合があります。

※詳しいお問い合わせは、教育委
員会総務・学校教育担当(☎21
3014)石井まで

地上デジタル放送移行にかかる住民説明会

今年7月、地上アナログ放送の地上デジタル放送移行に向けて、「新たな難視」「デ
ジタル混信」についての住民説明会を3回にわけて、開催いたします。

■本説明会には、右図の難視地区周辺にお住まいの方々もご参加いただけます。

※デジタル放送の受信が不安定な世帯の方は、ぜひ、お越しください。

【第1回目】

- ◆日時 3月14日(月) 13:30～15:00
- ◆場所 山村開発センター第2研修室
- ◆対象 萩ヶ岡・清水谷・北門・北居辺・東居
辺の方々(主にデジタル混信地区)

【デジタル混信地区】

(下図、太枠内)
主に、萩ヶ岡、清水谷、北門、北居
辺、東居辺にお住まいの方々

【第2回目】

- ◆日時 3月14日(月) 19:00～20:30
- ◆場所 山村開発センター第2研修室
- ◆対象 デジタル混信地区、新たな難視地
区及び周辺にお住まいの方々

【第3回目】

- ◆日時 3月15日(火) 10:30～12:00
- ◆場所 山村開発センター第2研修室
- ◆対象 市街地区の方々
(主に新たな難視地区)



【新たな難視地区】

(上図、太枠内)
主に、3の2区、14区、5区、
10区にお住まいの方々

※詳しいお問い合わせは、企画財政課情報交流担当(内線265)深瀬まで

まちづくり講演会

平成22年度十勝ふるさと市町村圏北ブロック事業
を開催します

- 日時 3月22日(火) 13:30～15:30
- 場所 上士幌町山村開発センター 集会室

◆講演会及び試食会

- 第1部 講演会 13:30～15:00 【テーマ】「食」と「農」を結ぶ農村と都市の交流
「田舎のパワーをみんなにおすそ分け(仮称)」 講師 べにや長谷川商店 長谷川清美氏
- 第2部 試食会 15:00～15:30 講師提供試食品、上士幌町産品など(予定)

※詳細は、後日、新聞折り込みなどでお知らせいたします。

※詳しいお問い合わせは、商工観光課商工担当(内線248)宮部まで

おしらせ 掲示板

第60回糖尿病友の会

- ◆日時 3月16日(水) 11時より
 - ◆場所 ふれあいプラザ調理室
 - ◆内容
 - 1 血圧・血糖測定
 - 2 検査の話
 - 3 講話「やめたいオヤツ、やめられないオヤツ」
 - 4 糖尿病の話
 - 講師 管理栄養士 西垣知子
 - 講師 院長 小泉洋一
 - 5 試食会
- ◎参加をご希望されます方は、病院受付にてお申し込みください。
- ※詳しいお問い合わせは、社会医療法人北斗 十勝恵愛会病院(☎21-2010)まで

上士幌ゴルフ場従業員募 集!

- ◆雇用期間 4月初旬～11月中旬
 - ◆勤務時間 シフト制
 - ◆休日 4週8休(指定公休制)
 - ◆通勤方法 個人車輜で通勤
(通勤手当支給)
 - ◆経験 不問(初心者大歓迎!)
 - ◆社会保険 健康保険・雇用保険
労災保険・厚生年金
 - ◆応募方法 履歴書を郵送または持参してください。
 - ◆その他 アルバイトやレストラン係も募集しますのでお問い合わせください。
- ※詳しいお問い合わせは、上士幌ゴルフ場(☎214000)まで

訪問看護師(非常勤)募 集!

- 本別地域訪問看護ステーションでは、訪問看護師(非常勤)を若干名募集しています。
- ◆応募資格 看護師または保健師として実務経験が3年以上で、普通自動車免許を所持している方。
 - ◆勤務時間 1日3～6時間勤務
 - ◆勤務時間・曜日などは、相談に応じます。
 - ◆給与 時給1450円
 - ◆休み 土日祝日、年末年始
 - ◆応募方法 電話連絡の上、履歴書

平成23年度国家公務員採用試験のお知らせ

- (写真添付)をご持参ください。
- ◆応募締切 3月20日(日)
- ※詳しいお問い合わせ先 (社)北海道総合在宅ケア事業団 本別地域訪問看護ステーション(本別町北6丁目11番地4本別町健康管理センター ☎0156-2219050)

【大学卒業等程度】

- 国家公務員採用Ⅰ種試験
 - ◆受付期間 4月1日(金)～8日(金)
 - 国家公務員採用Ⅱ種試験
 - ◆受付期間 4月11日(月)～20日(水)
- ※Ⅰ種及びⅡ種は、インターネットによる申し込みが可能です。
- <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

【高等学校卒業程度】

- 国家公務員採用Ⅲ種試験
 - ◆受付期間 6月21日(火)～28日(火)
- ※詳しいお問い合わせは、人事院北海道事務局第二課試験係(☎011-241-11248)まで

平成23年度法務教官採用試験のお知らせ

- 法務教官は、原則として少年院または少年鑑別所などに勤務します。
- ◆受付期間 4月1日(金)～14日(木)
 - ◆申込方法 郵送(簡易書留)または

持参

- ◆1次試験日 6月12日(日) 9時
 - ◆受験資格
 - ①昭和57年4月2日～平成2年4月1日生まれの人
 - ②平成元年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの
 - (1)大学を卒業した者及び平成24年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
 - (2)短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成24年3月までに短期大学または高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
- ※詳しいお問い合わせは、帯広少年院庶務係(☎24-5787)まで

知っていますか?雇用継続給付

- 「雇用継続給付」とは働き続けたいという意欲を持っているにもかかわらず、育児・介護で働くことが一時的に困難となってしまうような方、または、給与が60歳時点に比べ75%未満に低下した状態で雇用されている65歳未満の方に、一定の給付を行い、円滑な職業生活の継続を援助する制度です。
- ※詳しいお問い合わせは、ハローワーク帯広 雇用保険適用課(☎23-8296部門コード21#)まで

おしらせ掲示板

平成23年度自衛官等募集案内

募集種目	募集資格	受付期間	試験日
一般・技術幹部候補生 (大学院・修士課程修了者)	平成24年4月1日現在 20歳以上26歳未満 (28歳未満)	2/1(火) 5/6(金)	1次 5/14・15 2次 6/14~16
歯科・薬剤科幹部候補生	平成24年4月1日現在 20歳以上30歳未満		1次 5/14・15 2次 6/14~16
医師・歯科医師幹部	医師または歯科医師免許 を取得している者	5/6(金)	5/14
一般曹候補生	平成24年4月1日現在 18歳以上27歳未満		1次 5/21 2次 6/26
予備自衛官補	平成23年7月1日現在 18歳以上34歳未満	1/11(火) 4/6(水)	4/18 (帯広会場)

◆お問い合わせ先

自衛隊帯広募集案内所

☎ & FAX 23-18718

http://www.mod.go.jp/pco/

obihiro/

募集コールセンター

01201063782

後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険料のお支払い方法について～

保険料の納め方

◆2つの納め方があります。

①特別徴収 年金からのお支払いとなります。

◆お手続きの必要はありません。なお、次の方は特別徴収に該当せず、普通徴収となります。

- 受給している年金額が、年額18万円未満の方
- 介護保険とあわせた保険料が年金支給の半分を超える方

※この制度に加入してからおよそ半年間は、年金からのお支払いができません。

「納付書」や「口座振替」でお支払いください。

②普通徴収 納付書・口座振替による金融機関でのお支払いとなります。

●口座振替に切り替わるまで、数ヶ月のお時間が必要となります。

※国民健康保険料を口座振替していた方でも自動的に継続されません。

改めて手続きが必要です。

保険料の納め忘れはありませんか？

※納付書払いでの保険料の納め忘れが多発しています。

ご自分のお支払い方法については、保険料額決定通知書(納入通知書)をご確認ください。

保険料のお支払いを「口座振替」に変更できます

◆納付書、年金でお支払いの方は、口座振替に変更することができます。

※「年金」のお支払いから変更できる時期は、申し出の時期により異なります。

◆税申告の際、「社会保険料控除」は、保険料をお支払いする方(口座名義人)が受けられます。

お申し出の際には、「本人の保険証、預金通帳、お届け印」が必要です。

後期高齢者医療制度保険料の支払方法を「口座振替」への変更することをご希望される方は、保健福祉課後期高齢者医療担当までお申し出ください。

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 ☎011-290-5601

保健福祉課後期高齢者医療担当(内線144)岡田

お問い合わせ先

おしらせ 掲示板



冬道の交通安全

厳しい寒さが続き、路面凍結や視界不良などによる「冬型事故」が発生しています。冬道は、「滑りやすい」「見えにくい」などの危険な状況が生じ、少しの油断が大きな事故を引き起こします。刻々と変化する道路状況に応じた慎重な運転を心掛けましょう。

【ドライバーのみなさんへ】

- 平坦な路面でも油断せず、スピードを控え、十分な車間距離と早めのブレーキを心がけましょう。
- 急発進、急ブレーキ、急ハンドルなど「急」のつく運転は危険ですので、絶対にやめましょう。
- 夕暮れ以降や降雪時は特に、歩行者の見落としに注意しましょう。

○歩行者の脇を通る時は、危険を予測して速度を落とし、安全な間隔をとりましょう。

【歩行者のみなさんへ】

- 少し遠回りでも、信号機が設置されている横断歩道を渡りましょう。
- 斜め横断や飛び出しは危険ですので、絶対にやめましょう。
- 夕暮れ以降に外出する際は明るい色の服装をし、夜光反射材を身につけましょう。

※夜光反射材は、町民課生活環境担当窓口（土幌町交通安全協会事務局）にて無料で提供していますので、是非ご利用ください。

落水雪による事故防止

例年この時期は、寒暖の差が大きくなるので、凍った屋根の雪が落ちて下敷きとなったり、屋根の雪おろし作業中の転落や、除雪機に巻き込まれるなど、尊い命を落とす事故が発生しています。

このような事故を防ぐために、

- ◆屋根の雪や氷柱を早めに下ろす
- ◆危険な軒下を歩かない
- ◆子どもたちを落水雪の危険がある場所で遊ばせない
- ◆屋根の雪下ろしは転落防止用口テープなどを装着する
- ◆除雪機による除雪は安全を確かめながら行う を守りましょう

配偶者暴力被害者などの 電話相談実施について

内閣府では、配偶者などからの暴力や性暴力の被害者を対象に、24時間対応の電話相談「パールダイヤル」を実施しています。誰にも相談できずに悩んでいる方はいらっしゃい

ませんか。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

◆電話相談期間

3月27日(日) 22時まで
(24時間対応)

◆電話名称 パールダイヤル
☎0120-941-826(通話料無料)



国民年金インフォメーション

■国民年金保険料の納付期限について

国民年金保険料の納付期限は、「納付対象月の翌月末日」と法令で定められており、平成23年3月分であれば、平成23年4月末が納付期限となります。なお、納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は追納することができます。

ただし、付加年金は任意で加入いただいているため、納付期限を過ぎた分については受け付けられませんのでご注意ください。定額分(15,100円)と付加年金分(400円)が合算された15,500円を納付期限が過ぎてから納められた場合、付加年金分の400円が後日返納されることとなりますので、付加年金に加入されている方は定額保険料と合わせて納付期限までに納めるようお願いします。

●国民年金保険料収納業務の委託事業者が変わりました。

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れていた方に対して、電話・文書・訪問などによる納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を、民間事業者へ委託しています。

平成22年10月から「日立キャピタル債権回収・日立キャピタル共同企業体」が行っています。

※詳しいお問い合わせは、町民課戸籍年金担当(内線136)佐藤まで

地域を変えてく新しい力 地域おこし協力隊 活動報告

TITLE: わすれちゃいけない普段の目線



記: 社会教育推進員 松尾佳世

早いもので、上土幌町に来て1年が経過しようとしています。よく、「もう、慣れたかい?」と質問されますが、素直に「はい」と答えることができません。人には恵まれ、毎日楽しく過ごしています。ただ、仕事についてはまだまだ分らない事ばかりで、自分の思いが相手に伝わらなかつたり、思うように行動に移せなかつたりと歯痒い場面が多々あります。

思いつめると忘れがちなのが「普段の目線」。

こんなこと出来たら良いのではと思い、「〇〇教室」などの事業を考えたりします。参加した人に何かを残せればと気張って考えますが、煮詰まると企画の段階でどうも堅苦しい要素たっぷりの中身になってしまいます。ふと、普段の自分が参加した



▲早寝早起き朝ごはん体操

たいかと考えると、全然魅力的ではない・・・こうなると、もう誰のためにやっているのかわからなくなってきました。

せつかくやるのなら、参加者も楽しく、関係者も楽しく取り組みたいと思うのです。

(ふざけるとは違います。) 嫌々やることは続かないし、後に残るものも少ないからです。これは、新しい事ばかりではなく、今までやってきた取り組みについても然りです。どうしたら、参加者がもっと楽しめるかを常に考えながら活動していきたいです。

現在、「早寝早起き朝ごはん」の推進を行っています。その取り組みの一環として、上土幌保育所で「早寝早起き朝ごはん体操」を覚えてもらいました。子どもたちが楽しく踊ってくれているという話を聞き、とても嬉しいです。他の保育所にも、ぜひ推進に行きたいと思います。

日々、感じる歯痒さを解消するには、自身のステップアップが欠かせないと思います。だからといって、無理に背伸びをするのではなく、徐々に、でも確実に土台を積んで自分の丈をのびし、思いを実現させていきたいです。これからどうぞよろしくお願いいたします。

火の用心



■平成23年1月31日現在の火災・救急出場状況

- ◆火災出動 0件
- ◆救急出場 21件

■人とのつながり

先日、『意識がないようなので来てほしい』との救急要請が入りました。患者さんは一人暮らしの高齢者の方で、顔を見に立ち寄った親戚からの通報でした。現場へ出動し、直ちに状態を観察した結果、呼吸や脈もなく、また様態や周囲の状況からみて、すでに心肺停止から数日が経過していることが見て取れました。周囲は、数日前までの新聞がきれいに置いてあり、またテレビはつけられたままの状態、突然の心肺停止であったことが現場の状況から見て取れました。いわゆる、孤独死の状況でした。

救急隊は、高度な救命の技術や資器材を持っており、出動があった際は状況や症状に応じて、出来る限りの処置を患者さんに対して常に行っています。しかし、残念ながら、今回のようにどうしても助け

ることが出来ない場合が、やはりあります。それでは、全く救う方法がないのかといえば、そうではありません。助けることができるのは、この町に住んでいる、他でもない私たち住民です。孤独死の問題は、今日では全国的な社会問題となっており、解決の為に住民だけではなく医療・保健福祉や行政の力など、さまざまな視点からの対策が必要であると思います。しかし、普段の生活の中での、顔をあわせるコミュニケーション、つまり近所づきあいが、何よりも孤独死を減らす大きな力だと思っています。困ったことがあったときに、素直に頼りあえる近所とのつながりが、時には命を救うことにもつながるのではないかと思います。

※詳しいお問い合わせは、予防第1係(内線525)
坂田・荒木・小野内まで